

議案第67号～第74号

令和3年11月25日

令和3年12月定例議会議案

鈴 鹿 市

議 案 目 次

議案第 67 号	鈴鹿市営土地改良事業分担金徴収条例の全部改正について……………	1
議案第 68 号	鈴鹿市手数料条例の一部改正について……………	7
議案第 69 号	鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	42
議案第 70 号	鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	53
議案第 71 号	鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について……………	58
議案第 72 号	財産の処分について……………	60
議案第 73 号	市道の認定について……………	61
議案第 74 号	市道の廃止について……………	64

議案第 6 7 号

鈴鹿市営土地改良事業分担金徴収条例の全部改正について

鈴鹿市営土地改良事業分担金徴収条例の全部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市土地改良事業分担金等の徴収に関する条例

(別 紙)

提案理由

土地改良事業に係る特別徴収金の徴収の規定を新設するとともに、土地改良事業に係る分担金の関係規定を一元化するための所要の規定整備を行うについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市土地改良事業分担金等の徴収に関する条例

鈴鹿市営土地改良事業分担金徴収条例（昭和 47 年鈴鹿市条例第 20 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 91 条第 3 項及び法第 96 条の 4 第 1 項において準用する法第 36 条第 1 項の規定に基づく分担金（以下「分担金」という。）並びに法第 91 条の 2 第 1 項及び第 6 項並びに法第 96 条の 4 第 1 項において準用する法第 36 条の 3 第 1 項の規定に基づく特別徴収金（以下「特別徴収金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（分担金の徴収）

第 2 条 市長は、次に掲げる場合には、土地改良事業（法第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業をいう。以下同じ。）の施行に係る各年度において、当該土地改良事業によって利益を受ける者でその施行に係る地域内にある土地につき法第 3 条に規定する資格を有するもの及び土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）第 68 条の 4 の 11 に規定する者（次条第 2 項において「受益者」という。）から分担金を徴収する。

（1） 法第 91 条第 2 項の規定により、三重県が施行する土地改良事業に要する費用を市が負担する場合

（2） 市が土地改良事業を施行する場合

（分担金の額）

第 3 条 前条の規定により徴収する各年度の分担金の総額は、次の各号に掲げる土地改良事業の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において市長が定める額とする。

（1） 三重県が施行する土地改良事業 当該土地改良事業につき、当該年度におい

て法第91条第2項の規定により市が負担する費用に相当する額

(2) 市が施行する土地改良事業 当該年度における当該土地改良事業に要する経費の額から三重県から交付を受ける補助金の額を差し引いて得た額

2 前条の規定により徴収する各年度の分担金の額は、前項の分担金の総額を当該土地改良事業の受益者の受益に係る土地の面積に応じて割り振って得た額とする。

(特別徴収金の徴収)

第4条 市長は、規則で定める土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該土地改良事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日。以下この条において「工事完了公告日」という。）の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、当該行為をした日の属する年度において、その者から特別徴収金を徴収する。

(1) 当該土地を当該土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため、所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下この項において同じ。）をすること。

(2) 当該土地を自ら目的外用途に供すること（当該土地を目的外用途に供するため、所有権の移転等を受けて目的外用途に供することを除く。）。

2 市長は、土地改良事業（法第87条の3第1項の規定により三重県が施行する土地改良事業に限る。）の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該土地改良事業の計画を定めた旨の公告があった日から、当該土地改良事業の工事完了公告日の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、当該各号に定める場合に該当する行為をしたときは、当該行為をした日の属する年度において、その者から特別徴収金を徴収する。

(特別徴収金の額)

第5条 前条の規定により徴収する特別徴収金の額は、次の各号に掲げる土地改良事業の区分に応じ、当該各号に定める額に、当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の面積に対する割合を乗じて得

た額の範囲内において市長が定める額とする。

(1) 三重県が施行する土地改良事業 当該土地改良事業に要する費用の額のうち
法第91条第6項の規定により市が負担する額

(2) 市が施行する土地改良事業 当該土地改良事業に要する経費の額から当該土地改良事業に係る分担金の総額を差し引いて得た額
(分担金等の徴収方法)

第6条 分担金及び特別徴収金は、納入通知書により、市長が定める期日までに納入しなければならない。

(徴収猶予及び減免)

第7条 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、分担金及び特別徴収金の徴収を猶予し、又は分担金を減免することができる。

2 市長は、特別徴収金の徴収に係る土地の面積が規則で定める面積を超えない場合その他当該土地につき特別徴収金を徴収しないことが相当であると認めるときは、特別徴収金を免除することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鈴鹿市土地改良事業分担金等の徴収に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に法第87条第5項（法第87条の3第7項において準用する場合を含む。）の規定により土地改良事業計画を定めた旨を公告した土地改良事業について適用し、同日前に同項の規定により土地改良事業計画を定めた旨を公告した土地改良事業については、なお従前の例による。

(鈴鹿市分担金徴収条例の一部改正)

3 鈴鹿市分担金徴収条例（昭和47年鈴鹿市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう

に改正する。

改 正 後	改 正 前														
(分担金の徴収) 第2条 分担金は、<u>別表</u>の左欄に掲げる事件について特に利益を受ける者から<u>受益</u>の限度において徴収するものとし、その額は、<u>同欄に掲げる事件の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</u>	(分担金の徴収) 第2条 分担金は、<u>別表第1</u>の左欄に掲げる事件について特に利益を受ける者から、<u>受益</u>の限度において徴収するものとし、その額は、<u>事件の種類ごとに同表の当該右欄に掲げる額とする。</u> 2 <u>前項のほか、土地改良法(昭和24年法律第195号)第91条第2項の規定により三重県営土地改良事業に要する費用の一部を市が負担した場合における同法第91条第3項の規定により徴収する分担金は、別表第2の左欄に掲げる事件の種類ごとに当該右欄に掲げる額とする。</u>														
別表 (第2条関係) <table border="1"> <tr> <th>分担金を徴収する事件</th><th>分担金の額</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>農業農村整備事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業に該当するものを除く。)</u></td><td>事業費から国及び県支出金等を差し引いた額以内の額</td></tr> </table>	分担金を徴収する事件	分担金の額	略	略	<u>農業農村整備事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業に該当するものを除く。)</u>	事業費から国及び県支出金等を差し引いた額以内の額	別表第1 (第2条関係) <table border="1"> <tr> <th>分担金を徴収する事件</th><th>分担金の額</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>農業用道路整備事業</u></td><td>事業費から国及び県支出金等を差し引いた額以内の額</td></tr> <tr> <td><u>かんがい排水施設</u></td><td>同上</td></tr> </table>	分担金を徴収する事件	分担金の額	略	略	<u>農業用道路整備事業</u>	事業費から国及び県支出金等を差し引いた額以内の額	<u>かんがい排水施設</u>	同上
分担金を徴収する事件	分担金の額														
略	略														
<u>農業農村整備事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業に該当するものを除く。)</u>	事業費から国及び県支出金等を差し引いた額以内の額														
分担金を徴収する事件	分担金の額														
略	略														
<u>農業用道路整備事業</u>	事業費から国及び県支出金等を差し引いた額以内の額														
<u>かんがい排水施設</u>	同上														

		整備事業	
		ほ場整備事業	同上
略	略	略	略
別表第 2（第 2 条関係）			
		分担金を徴収する 事件	分担金の額
		県営基幹農道整備 事業	市が負担した 額以内の額
		県営湛水防除事業	同上
		県営ため池等整備 事業	同上

鈴鹿市手数料条例の一部改正について

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の改定等を行うについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

鈴鹿市手数料条例(平成12年鈴鹿市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					
別表第6 (第2条関係)					
長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号) 関係					
手数料 を徴収 する事 務	手 数 料 の 名 称	手数料の金額			
		区分	住棟の総戸数	1戸当 たりの金額	
1 長 期優 良住 宅の 普及 の促 進に 関す る法 律第 5条 第1 項、	長期 優良 住宅 建築 等計 画認 定申 請手 数料	新 築 基 準	ア 長期優良住宅	戸建	<u>13,500円</u>
			の普及の促進に 関する法律第6 条第1項第1号 に掲げる基準に 適合した住宅の 品質確保の促進 等に関する法律 (平成11年法律 第81号) <u>第6条</u> <u>の2第3項</u> に規 定する <u>確認書</u> の 交付を受けてい	5以下(戸建を除く。)	<u>4,900円</u>
				6以上10以下	<u>4,100円</u>
				11以上25以下	<u>2,700円</u>
				26以上50以下	<u>2,200円</u>
				51以上100以下	<u>1,600円</u>
				101以上200以下	<u>1,400円</u>
				201以上300以下	<u>1,200円</u>
				301以上	<u>1,000円</u>

改 正 前

別表第 6（第 2 条関係）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係

手数料 を徴収 する事 務	手数 料の 名称	手数料の金額		
		区分	住棟の総戸数	1 戸当 たりの金額
1 長 期優 良住 宅の 普及 の促 進に 関す る法 律第 5 条 第 1 項及	長期 優良 住宅 建築 等計 画認 定申 請手 数料	新 築 基 準	ア 長期優良住宅	戸建
			の普及の促進に 関する法律第 6 条第 1 項第 1 号 ，第 2 号及び第 4 号に掲げる基 準について，当 該認定申請の前 に，住宅の品質 確保の促進等に 関する法律（平 成11年法律第81 号）第 5 条第 1	5 以下（戸建を除く。）
				6 以上10以下
				11以上25以下
				26以上50以下
				51以上100以下
				101以上200以下
				201以上300以下
				301以上

第2項又は第5項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査				る場合		
				イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けている場合	戸建	<u>13,500円</u>
					5以下（戸建を除く。）	<u>4,900円</u>
					6以上10以下	<u>4,100円</u>
					11以上25以下	<u>2,700円</u>
					26以上50以下	<u>2,200円</u>
					51以上100以下	<u>1,600円</u>
					101以上200以下	<u>1,400円</u>
					201以上300以下	<u>1,200円</u>
					301以上	<u>1,000円</u>
				ウ ア及びイ以外の場合	戸建	<u>50,900円</u>
					5以下（戸建を除く。）	<u>24,000円</u>
					6以上10以下	<u>19,200円</u>
					11以上25以下	<u>15,100円</u>
					26以上50以下	<u>13,600円</u>
					略	略
					101以上200以下	<u>10,800円</u>
					201以上300以下	<u>10,300円</u>

び第 2 項 の規 定に 基づ く長 期優 良住 宅建 築等 計画 の認 定の 申請 対 する 審査				項に規定する <u>登録住宅性能評価</u> <u>機関</u> （以下「 <u>登録住宅性能評価</u> <u>機関</u> 」という。 ）により <u>適合が</u> <u>認められている</u> 場合		
				イ 長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律第6 条第1項第1号 に掲げる基準に 適合した住宅の 品質確保の促進 等に関する法律 <u>第6条第1項に</u> <u>規定する設計住</u> <u>宅性能評価書の</u> 交付を受けてい る場合	戸建	<u>17,200円</u>
					5 以下（戸建を除く。）	<u>12,700円</u>
					6 以上10以下	<u>10,200円</u>
					11以上25以下	<u>7,700円</u>
					26以上50以下	<u>6,600円</u>
					51以上100以下	<u>5,000円</u>
					101以上200以下	<u>4,600円</u>
					201以上300以下	<u>4,200円</u>
					301以上	<u>3,800円</u>
				ウ ア及びイ以外 の場合	戸建	<u>50,600円</u>
					5 以下（戸建を除く。）	<u>23,800円</u>
					6 以上10以下	<u>19,000円</u>
					11以上25以下	<u>15,000円</u>
					26以上50以下	<u>13,500円</u>
					略	略
					101以上200以下	<u>10,700円</u>
					201以上300以下	<u>10,200円</u>

				略	略
		増 改 築 基 準	ア 長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律第6 条第1項第1号 に掲げる基準に 適合した住宅の 品質確保の促進 等に関する法律 第6条の2第3 項に規定する確 認書の交付を受 けている場合	戸建	20,300円
				5以下（戸建を除く。）	7,400円
				6以上10以下	6,100円
				11以上25以下	4,100円
				26以上50以下	3,300円
				51以上100以下	2,500円
				101以上200以下	2,100円
				201以上300以下	1,800円
				301以上	1,500円
			イ ア以外の場合	戸建	76,400円
				5以下（戸建を除く。）	36,000円
				6以上10以下	28,800円
				11以上25以下	22,700円
				26以上50以下	20,400円
				51以上100以下	17,500円
				101以上200以下	16,200円
				201以上300以下	15,400円
				301以上	14,200円
2 長 期優 良住 宅の 普及 の促 進に	<u>長期</u> <u>優良</u> <u>住宅</u> <u>建築</u> <u>等計</u> <u>画（</u> <u>一戸</u>	新 築 基 準	ア 長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律第6 条第1項第1号 に掲げる基準に 適合した住宅の 品質確保の促進	戸建	10,500円
				5以下（戸建を除く。）	3,900円
				6以上10以下	3,300円
				11以上25以下	2,100円
				26以上50以下	1,800円
				51以上100以下	1,400円
				101以上200以下	1,200円

				略	略
		増 改 築 基 準	ア 長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律第6 条第1項第1号 ，第2号及び第 4号に掲げる基 準について，当 該認定申請の前 に，登録住宅性 能評価機関によ り適合が認めら れている場合	戸建	<u>10,100円</u>
				5以下（戸建を除く。）	<u>4,000円</u>
				6以上10以下	<u>3,600円</u>
				11以上25以下	<u>2,000円</u>
				26以上50以下	<u>1,900円</u>
				51以上100以下	<u>1,600円</u>
				101以上200以下	<u>1,300円</u>
				201以上300以下	<u>1,100円</u>
				301以上	<u>900円</u>
			イ ア以外の場合	戸建	<u>75,900円</u>
				5以下（戸建を除く。）	<u>35,700円</u>
				6以上10以下	<u>28,600円</u>
				11以上25以下	<u>22,600円</u>
				26以上50以下	<u>20,200円</u>
				51以上100以下	<u>17,400円</u>
				101以上200以下	<u>16,100円</u>
				201以上300以下	<u>15,300円</u>
				301以上	<u>14,100円</u>
2 長 期優 良住 宅の 普及 の促 進に	<u>長期</u> <u>優良</u> <u>住宅</u> <u>建築</u> <u>等計</u> <u>画（</u> <u>分譲</u>	新 築 基 準	ア 長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律第6 条第1項第1号 ，第2号及び第 5号に掲げる基 準について，当	戸建	<u>6,700円</u>
				5以下（戸建を除く。）	<u>2,700円</u>
				6以上10以下	<u>2,400円</u>
				11以上25以下	<u>1,300円</u>
				26以上50以下	<u>1,200円</u>
				51以上100以下	<u>1,100円</u>
				101以上200以下	<u>900円</u>

関する法律第5条第3項又は第4項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	建て住宅分譲事業者又は区分所有住宅分譲事業者単独作成)認定申請手数料	等に関する法律 第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けている場合	201以上300以下	<u>1,000円</u>
			301以上	<u>800円</u>
		イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けている場合	略	略
			5以下(戸建を除く。)	<u>3,900円</u>
			6以上10以下	<u>3,300円</u>
			11以上25以下	<u>2,100円</u>
			26以上50以下	<u>1,800円</u>
			51以上100以下	<u>1,400円</u>
			101以上200以下	<u>1,200円</u>
			201以上300以下	<u>1,000円</u>
			301以上	<u>800円</u>
		ウ ア及びイ以外の場合	戸建	<u>47,900円</u>
			5以下(戸建を除く。)	<u>23,000円</u>
			6以上10以下	<u>18,400円</u>
			11以上25以下	<u>14,500円</u>
			26以上50以下	<u>13,200円</u>
			51以上100以下	<u>11,400円</u>
			101以上200以下	<u>10,500円</u>
			201以上300以下	<u>10,100円</u>
			301以上	<u>9,200円</u>
増改	ア	長期優良住宅の普及の促進に	戸建	<u>15,800円</u>
			5以下(戸建を除く。)	<u>5,900円</u>

関する法律第5条第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	事業 者単 独作 成) 認定 申請 手数 料	該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により適合が認められている場合	201以上300以下	<u>700円</u>
			301以上	<u>600円</u>
		イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合	略	略
			5 以下（戸建を除く。）	<u>10,500円</u>
			6 以上10以下	<u>8,500円</u>
			11以上25以下	<u>6,300円</u>
			26以上50以下	<u>5,700円</u>
			51以上100以下	<u>4,500円</u>
			101以上200以下	<u>4,100円</u>
			201以上300以下	<u>3,700円</u>
			301以上	<u>3,300円</u>
		ウ ア及びイ以外の場合	戸建	<u>43,800円</u>
			5 以下（戸建を除く。）	<u>21,600円</u>
			6 以上10以下	<u>17,400円</u>
			11以上25以下	<u>13,700円</u>
			26以上50以下	<u>12,600円</u>
			51以上100以下	<u>11,000円</u>
			101以上200以下	<u>10,200円</u>
			201以上300以下	<u>9,700円</u>
			301以上	<u>8,900円</u>
	増改	ア 長期優良住宅の普及の促進に	戸建	<u>10,100円</u>
			5 以下（戸建を除く。）	<u>4,000円</u>

		築 基 準	関する法律第6 条第1項第1号 に掲げる基準に <u>適合した住宅の</u> <u>品質確保の促進</u> <u>等に関する法律</u> <u>第6条の2第3</u> <u>項に規定する確</u> <u>認書の交付を受</u> <u>けている場合</u>	6以上10以下 11以上25以下 26以上50以下 51以上100以下 101以上200以下 201以上300以下 301以上	<u>5,000円</u> <u>3,200円</u> <u>2,700円</u> <u>2,100円</u> <u>1,800円</u> <u>1,500円</u> <u>1,200円</u>
			イ ア以外の場合	戸建 5以下（戸建を除く。） 6以上10以下 11以上25以下 26以上50以下 51以上100以下 101以上200以下 201以上300以下 301以上	<u>71,900円</u> <u>34,500円</u> <u>27,600円</u> <u>21,800円</u> <u>19,800円</u> <u>17,100円</u> <u>15,800円</u> <u>15,100円</u> <u>13,900円</u>
3 長 期優 良住 宅の 普及 の促 進に 関す る法 律第	長期 優良 住宅 建築 等計 画変 更認 定申 請手 数料	新 築 基 準	ア 長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律第6 条第1項第1号 に掲げる基準に <u>適合した住宅の</u> <u>品質確保の促進</u> <u>等に関する法律</u> <u>第6条の2第3</u> <u>項に規定する確</u>	戸建 5以下（戸建を除く。） 6以上10以下 略 26以上50以下 51以上100以下 101以上200以下 201以上300以下 301以上	<u>7,300円</u> <u>2,500円</u> <u>2,100円</u> 略 <u>1,100円</u> <u>800円</u> <u>700円</u> <u>600円</u> <u>500円</u>

		築 基 準	関する法律第6 条第1項第1号 , 第2号及び第 5号に掲げる基 準について、当 該認定申請の前 に、登録住宅性 能評価機関によ り適合が認めら れている場合	6以上10以下 11以上25以下 26以上50以下 51以上100以下 101以上200以下 201以上300以下 301以上	3,600円 2,000円 1,900円 1,600円 1,300円 1,100円 900円
			イ ア以外の場合	戸建 5以下（戸建を除く。） 6以上10以下 11以上25以下 26以上50以下 51以上100以下 101以上200以下 201以上300以下 301以上	65,800円 32,400円 26,100円 20,600円 18,900円 16,500円 15,300円 14,600円 13,400円
3 長 期優 良住 宅の 普及 の促 進に 関す る法 律第	長期 優良 住宅 建築 等計 画変 更認 定申 請手 数料	新 築 基 準	ア 長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律第6 条第1項第1号 , 第2号及び第 4号に掲げる基 準について、当 該認定申請の前 に、登録住宅性 能評価機関によ	戸建 5以下（戸建を除く。） 6以上10以下 略 26以上50以下 51以上100以下 101以上200以下 201以上300以下 301以上	6,700円 2,700円 2,400円 略 1,200円 1,100円 900円 700円 600円

8 条 第 1 項の 規定 に基 づく 認定 を受 けた 長期 優良 住宅 建築 等計 画の 変更 (<u>長 期使 用構 造等</u>) の 認定 の申 請に 対す る審 査 (同法 第 9		<u>認書の交付を受 けている場合</u>			
		イ 長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律第 6 条第 1 項第 1 号 に掲げる基準に 適合した住宅の 品質確保の促進 等に関する法律 <u>第 6 条の 2 第 4 項に規定する住 宅性能評価書の 交付を受けてい る場合</u>	戸建		<u>7,300円</u>
			5 以下 (戸建を除く。)		<u>2,500円</u>
			6 以上10以下		<u>2,100円</u>
			11以上25以下		<u>1,300円</u>
			26以上50以下		<u>1,100円</u>
			51以上100以下		<u>800円</u>
			101以上200以下		<u>700円</u>
			201以上300以下		<u>600円</u>
			301以上		<u>500円</u>
		ウ ア及びイ以外 の場合	戸建		<u>26,000円</u>
			5 以下 (戸建を除く。)		<u>12,100円</u>
			6 以上10以下		<u>9,600円</u>
			11以上25以下		<u>7,600円</u>
			26以上50以下		<u>6,800円</u>
			51以上100以下		<u>5,800円</u>
			101以上200以下		<u>5,400円</u>
			201以上300以下		<u>5,100円</u>
			301以上		<u>4,700円</u>
	増 改 築 基 準	ア 長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律第 6 条第 1 項第 1 号 に掲げる基準に	戸建		<u>10,700円</u>
			5 以下 (戸建を除く。)		<u>3,800円</u>
			6 以上10以下		<u>3,100円</u>
			略		略
			26以上50以下		<u>1,600円</u>

8 条 第 1 項の 規定 に基 づく 認定 を受 けた 長期 優良 住宅 建築 等計 画の 変更 認定 の申 請に 対す る審 査（ 同法 第 9 条第 1 項 の規 定に 基づ		イ 長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律第 6 条第 1 項第 1 号 に掲げる基準に 適合した住宅の 品質確保の促進 等に関する法律 第 6 条第 1 項に 規定する設計住 宅性能評価書の 交付を受けてい る場合	戸建	12,000円	
			5 以下（戸建を除く。）	7,700円	
			6 以上10以下	6,300円	
			11以上25以下	4,500円	
			26以上50以下	3,900円	
			51以上100以下	3,000円	
			101以上200以下	2,700円	
			201以上300以下	2,400円	
			301以上	2,200円	
			ウ ア及びイ以外 の場合	戸建	28,600円
				5 以下（戸建を除く。）	13,200円
				6 以上10以下	10,700円
				11以上25以下	8,200円
				26以上50以下	7,400円
				51以上100以下	6,300円
				101以上200以下	5,800円
				201以上300以下	5,400円
				301以上	5,000円
			増 改 築 基 準	ア 長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律第 6 条第 1 項第 1 号 ，第 2 号及び第	戸建
	5 以下（戸建を除く。）	4,000円			
	6 以上10以下	3,600円			
	略	略			
	26以上50以下	1,900円			

条第 1 項 又は 第 3 項の 規定 に基 づく 認定 を受 けて いな い場 合を 除く 。)			<u>適合した住宅の</u>	51以上100以下	<u>1, 200円</u>
			<u>品質確保の促進</u>	101以上200以下	<u>1, 000円</u>
			<u>等に関する法律</u>	201以上300以下	<u>900円</u>
			<u>第 6 条の 2 第 3</u>	301以上	<u>700円</u>
			<u>項に規定する確</u>		
			<u>認書の交付を受</u>		
			<u>けている場合</u>		
			イ ア以外の場合	戸建	<u>38, 700円</u>
				5 以下（戸建を除く。）	<u>18, 100円</u>
				6 以上10以下	<u>14, 400円</u>
11以上25以下	<u>11, 400円</u>				
26以上50以下	<u>10, 200円</u>				
51以上100以下	<u>8, 700円</u>				
101以上200以下	<u>8, 100円</u>				
201以上300以下	<u>7, 700円</u>				
	301以上	<u>7, 100円</u>			
4 長 期優 良住 宅の 普及 の促 進に 関す る法 律第 8 条 第 1 項の	長期 優良 住宅 の建 築等 計画 変更 認定 申請 手数料	<u>新築基準</u>	戸建	<u>7, 300円</u>	
			5 以下（戸建を除く。）	<u>2, 500円</u>	
			6 以上10以下	<u>2, 100円</u>	
			11以上25以下	<u>1, 300円</u>	
			26以上50以下	<u>1, 100円</u>	
			51以上100以下	<u>800円</u>	
			101以上200以下	<u>700円</u>	
			201以上300以下	<u>600円</u>	
			301以上	<u>500円</u>	
		<u>増改築基準</u>	戸建	<u>10, 700円</u>	
			5 以下（戸建を除く。）	<u>3, 800円</u>	
			6 以上10以下	<u>3, 100円</u>	
			11以上25以下	<u>2, 000円</u>	

く認定を受けていない場合を除く。
)

4号に掲げる基準について、当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により適合が認められている場合

51以上100以下	<u>1,600円</u>
101以上200以下	<u>1,300円</u>
201以上300以下	<u>1,100円</u>
301以上	<u>900円</u>

イ ア以外の場合

戸建	<u>43,000円</u>
5以下（戸建を除く。）	<u>19,900円</u>
6以上10以下	<u>16,100円</u>
11以上25以下	<u>12,300円</u>
26以上50以下	<u>11,100円</u>
51以上100以下	<u>9,500円</u>
101以上200以下	<u>8,700円</u>
201以上300以下	<u>8,200円</u>
301以上	<u>7,500円</u>

規定
に基
づく
認定
を受
けた
長期
優良
住宅
建築
等計
画の
変更
(長
期使
用構
造等
以外
)の
認定
の申
請に
対す
る審
査(
同法
第9
条第
1項

<u>26以上50以下</u>	<u>1,600円</u>
<u>51以上100以下</u>	<u>1,200円</u>
<u>101以上200以下</u>	<u>1,000円</u>
<u>201以上300以下</u>	<u>900円</u>
<u>301以上</u>	<u>700円</u>

						又は 第3 項の 規定 に基 づく 認定 を受 けて いな い場 合を 除く 。)
5	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基	長期優良住宅建築等計画（一戸建て住宅分譲事業者又は区分所有住	新築基準	ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けている場合	戸建	5,800円
					5以下（戸建を除く。）	2,000円
					6以上10以下	1,700円
					11以上25以下	1,000円
					26以上50以下	900円
					51以上100以下	700円
					101以上200以下	600円
					201以上300以下	500円
					301以上	400円
				イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6	戸建	5,800円
					5以下（戸建を除く。）	2,000円
					6以上10以下	1,700円

4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基	長期優良住宅の建築等計画（分譲事業者単独作成）変更認定申請手数	新築基準	ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる基準について、当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により適合が認められている場合	戸建	6,700円
				5以下（戸建を除く。）	2,700円
				6以上10以下	2,400円
				11以上25以下	1,300円
				26以上50以下	1,200円
				51以上100以下	1,100円
				101以上200以下	900円
				201以上300以下	700円
				301以上	600円
			イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6	戸建	8,600円
				5以下（戸建を除く。）	6,600円
				6以上10以下	5,400円

づく 認定 を受 けた 長期 優良 住宅 建築 等計 画の 変更 (<u>長期使 用構 造等</u>)の 認定 の申 請に 対す る審 査(同 法第 9条第 1項 又は 第3 項の	宅分 譲事 業者 単独 作成)変 更認 定申 請手 数料	条第1項第1号 に掲げる基準に 適合した住宅の 品質確保の促進 等に関する法律 第6条の2第4 項に規定する住 宅性能評価書の 交付を受けてい る場合	11以上25以下	<u>1,000円</u>
			26以上50以下	<u>900円</u>
			51以上100以下	<u>700円</u>
			101以上200以下	<u>600円</u>
			201以上300以下	<u>500円</u>
			301以上	<u>400円</u>
		ウ ア及びイ以外 の場合	戸建	<u>24,400円</u>
			5以下(戸建を除く。)	<u>11,600円</u>
			6以上10以下	<u>9,200円</u>
			11以上25以下	<u>7,300円</u>
			26以上50以下	<u>6,600円</u>
			51以上100以下	<u>5,700円</u>
			101以上200以下	<u>5,200円</u>
			201以上300以下	<u>5,000円</u>
			301以上	<u>4,600円</u>
	増 改 築 基 準	ア 長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律第6 条第1項第1号 に掲げる基準に 適合した住宅の 品質確保の促進 等に関する法律 第6条の2第3 項に規定する確	戸建	<u>8,400円</u>
			5以下(戸建を除く。)	<u>3,000円</u>
			6以上10以下	<u>2,500円</u>
			11以上25以下	<u>1,600円</u>
			26以上50以下	<u>1,300円</u>
			51以上100以下	<u>1,000円</u>
			101以上200以下	<u>900円</u>
			201以上300以下	<u>700円</u>
			301以上	<u>600円</u>

づく 認定 を受 けた 長期 優良 住宅 建築 等計 画の 変更 認定 の申 請に 対す る審 査（ 同法 第9 条第 1項 の規 定に 基づ く認 定を 受け てい ない	料		条第1項第1号 に掲げる基準に 適合した住宅の 品質確保の促進 等に関する法律 第6条第1項に 規定する <u>設計住 宅性能評価書</u> の 交付を受けてい る場合	11以上25以下	<u>3,800円</u>
				26以上50以下	<u>3,400円</u>
				51以上100以下	<u>2,800円</u>
				101以上200以下	<u>2,500円</u>
				201以上300以下	<u>2,200円</u>
				301以上	<u>1,900円</u>
		ウ ア及びイ以外 の場合	戸建		<u>25,300円</u>
				5以下（戸建を除く。）	<u>12,100円</u>
				6以上10以下	<u>9,900円</u>
				11以上25以下	<u>7,500円</u>
				26以上50以下	<u>6,900円</u>
				51以上100以下	<u>6,000円</u>
				101以上200以下	<u>5,500円</u>
				201以上300以下	<u>5,200円</u>
				301以上	<u>4,700円</u>
		増 改 築 基 準	ア 長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律第6 条第1項第1号 ， <u>第2号及び第 5号</u> に掲げる基 準について，当 該認定申請の前 に， <u>登録住宅性 能評価機関</u> によ	戸建	<u>10,100円</u>
				5以下（戸建を除く。）	<u>4,000円</u>
				6以上10以下	<u>3,600円</u>
				11以上25以下	<u>2,000円</u>
				26以上50以下	<u>1,900円</u>
				51以上100以下	<u>1,600円</u>
				101以上200以下	<u>1,300円</u>
				201以上300以下	<u>1,100円</u>
				301以上	<u>900円</u>

規定に基づく認定を受けていない場合に限る。 。)			<u>認書の交付を受けている場合</u>		
		イ ア以外の場合	戸建		36,400円
			5 以下（戸建を除く。）		17,300円
			6 以上10以下		13,800円
			11以上25以下		10,900円
			26以上50以下		9,900円
			51以上100以下		8,500円
			101以上200以下		7,900円
			201以上300以下		7,500円
			301以上		6,900円
6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく認定を受ける	長期優良住宅の建築等計画（一戸建て住宅分譲事業者	<u>新築基準</u>	戸建		5,800円
			5 以下（戸建を除く。）		2,000円
			6 以上10以下		1,700円
			11以上25以下		1,000円
			26以上50以下		900円
			51以上100以下		700円
			101以上200以下		600円
			201以上300以下		500円
			301以上		400円
		<u>増改築基準</u>	戸建		8,400円
			5 以下（戸建を除く。）		3,000円
			6 以上10以下		2,500円
			11以上25以下		1,600円
			26以上50以下		1,300円
			51以上100以下		1,000円
			101以上200以下		900円
			201以上300以下		700円
			301以上		600円

場合 に限 る。 ）		<u>り適合が認めら れている場合</u>		
	イ ア以外の場合	戸建		<u>37,900円</u>
		5 以下（戸建を除く。）		<u>18,200円</u>
		6 以上10以下		<u>14,800円</u>
		11以上25以下		<u>11,300円</u>
		26以上50以下		<u>10,400円</u>
		51以上100以下		<u>9,100円</u>
		101以上200以下		<u>8,300円</u>
		201以上300以下		<u>7,900円</u>
		301以上		<u>7,100円</u>

	<u>認定を受けていない場合に限り。</u>				
7	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合	長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定時等） 認定申請手数料	新築基準	戸建	<u>6,000円</u>
				5以下（戸建を除く。）	<u>2,000円</u>
				6以上10以下	<u>1,500円</u>
				11以上25以下	<u>1,000円</u>
				26以上50以下	<u>800円</u>
				51以上100以下	<u>500円</u>
				101以上200以下	<u>500円</u>
				201以上300以下	<u>400円</u>
				301以上	<u>300円</u>

5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合	長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定申請手数料	新築基準	ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項の規定により準用する第6条第1項第4号に掲げる基準について、当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により適合が認められている場合	戸建	6,700円
				5以下（戸建を除く。）	2,700円
				6以上10以下	2,400円
				11以上25以下	1,300円
				26以上50以下	1,200円
				51以上100以下	1,100円
				101以上200以下	900円
				201以上300以下	700円
				301以上	600円
			イ ア以外の場合	戸建	13,500円
				5以下（戸建を除く。）	4,900円
				6以上10以下	4,000円
				11以上25以下	2,700円
				26以上50以下	2,100円
				51以上100以下	1,600円
				101以上200以下	1,400円
				201以上300以下	1,200円

又は 同条 第3 項の 規定 に基 づく 管理 者等 が選 任さ れた 場合 にお ける 認定 を受 けた 長期 優良 住宅 建築 等計 画の 変更 の認 定の 申請 に対			
	増改築基準	戸建	<u>8,000円</u>
		5以下（戸建を除く。）	<u>2,600円</u>
		6以上10以下	<u>2,000円</u>
		11以上25以下	<u>1,400円</u>
		26以上50以下	<u>1,000円</u>
		51以上100以下	<u>700円</u>
		101以上200以下	<u>600円</u>
		201以上300以下	<u>500円</u>
		301以上	<u>400円</u>

にお ける 認定 を受 けた 長期 優良 住宅 建築 等計 画の 変更 の認 定の 申請 対 する 審査	増 改 築 基 準		<u>301以上</u>	<u>1,000円</u>
		<u>ア 長期優良住宅</u> <u>の普及の促進に</u> <u>関する法律第8</u> <u>条第2項の規定</u> <u>により準用する</u> <u>第6条第1項第</u> <u>4号に掲げる基</u> <u>準について、当</u> <u>該認定申請の前</u> <u>に、登録住宅性</u> <u>能評価機関によ</u> <u>り適合が認めら</u> <u>れている場合</u>	戸建	<u>10,100円</u>
			5以下（戸建を除く。）	<u>4,000円</u>
			6以上10以下	<u>3,600円</u>
			11以上25以下	<u>2,000円</u>
			26以上50以下	<u>1,900円</u>
			51以上100以下	<u>1,600円</u>
			101以上200以下	<u>1,300円</u>
			201以上300以下	<u>1,100円</u>
			301以上	<u>900円</u>
		<u>イ ア以外の場合</u>	戸建	<u>20,200円</u>
			5以下（戸建を除く。）	<u>7,400円</u>
			6以上10以下	<u>6,100円</u>
			11以上25以下	<u>4,000円</u>
			26以上50以下	<u>3,200円</u>
			51以上100以下	<u>2,500円</u>
			101以上200以下	<u>2,100円</u>
			201以上300以下	<u>1,800円</u>
			301以上	<u>1,500円</u>

	する 審査				
	8 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく同法第6条第1項の認定を受けた者が有していた当該認	認定長期優良住宅地位承継承認申請手数料		戸建	<u>3,000円</u>
				5以下（戸建を除く。）	<u>1,000円</u>
				6以上10以下	<u>800円</u>
				11以上25以下	<u>400円</u>
				26以上50以下	<u>400円</u>
				51以上100以下	<u>300円</u>
				101以上200以下	<u>200円</u>
				201以上300以下	<u>200円</u>
				301以上	<u>100円</u>

6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく <u>計画の認定</u> に基づく	認定長期優良住宅地位承継承認申請手数料			戸建	<u>6,700円</u>
				5以下（戸建を除く。）	<u>2,700円</u>
				6以上10以下	<u>2,400円</u>
				11以上25以下	<u>1,300円</u>
				26以上50以下	<u>1,200円</u>
				51以上100以下	<u>1,100円</u>
				101以上200以下	<u>900円</u>
				201以上300以下	<u>700円</u>
				301以上	<u>600円</u>

	定に 基 づ く 地 位 を 承 継 す る 場 合 に お け る 地 位 の 承 継 の 承 認 の 申 請 に 対 す る 審 査				
9	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18	容積率の特例許可申請手数料			160,000 円

地位を承継する場合における地位の承継の承認の申請に対する審査

<u>条第</u> <u>1 項</u> <u>の規</u> <u>定に</u> <u>基づ</u> <u>く容</u> <u>積率</u> <u>の特</u> <u>例の</u> <u>許可</u> <u>の申</u> <u>請に</u> <u>対す</u> <u>る審</u> <u>査</u>				
備考 略				

附 則

- 1 この条例は，令和４年２月２０日から施行する。
- 2 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和３年法律第４８号）附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更（譲受人を決定した場合における変更を含む。）及び認定に基づく地位の承継の申請については，この条例による改正後の鈴鹿市手数料条例の相当規定に定める申請とみなして，当該相当規定を適用する。

備考 略						

議案第 69 号

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 11 月 25 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所等における電磁的記録の取扱いに関する基準を新設するほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鈴鹿市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第 1 章～第 3 章 略	第 1 章～第 3 章 略
第 4 章 雑則（第 53 条）	
略	略
（内容及び手続の説明及び同意）	（内容及び手続の説明及び同意）
第 5 条 略	第 5 条 略
	<u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教</u>

育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者が

ファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 略

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子

第38条 略

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・

どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2・3 略

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 略

5 前項（同項第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認める

保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2・3 略

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 略

5 前項（同項第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認める

ものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

6～9 略

第3章 略

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面等（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては，当該書面等に代えて，当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は，この条例の規定による書面等の交付又は提出については，当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には，当該書面等の交付又は提出に代えて，第4項

ものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

6～9 略

第3章 略

で定めるところにより，教育・保育給付認定保護者の承諾を得て，当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と，教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において，当該特定教育・保育施設等は，当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

（１） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し，受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付

認定保護者の閲覧に供し，教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては，特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（２） 磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

３ 前項各号に掲げる方法は，教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

４ 特定教育・保育施設等は，第２項の規定により記載事項を提供しようとするときは，あらかじめ，当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し，その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し，文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「

受けない」とあるのは「行わない」
と、「交付する」とあるのは「得る」
と、第3項中「前項各号」とあるのは
「第6項において準用する前項各号」
と、第4項中「第2項」とあるのは「
第6項において準用する第2項」と、
「記載事項を提供しよう」とあるのは
「同意を得よう」と、「記載事項を提
供する」とあるのは「同意を得ようと
する」と、同項第1号中「第2項各
号」とあるのは「第6項において準用
する第2項各号」と、第5項中「前
項」とあるのは「第6項において準用
する前項」と、「提供を受けない」と
あるのは「同意を行わない」と、「第
2項に規定する記載事項の提供」とあ
るのは「この条例の規定による書面等
による同意の取得」と読み替えるもの
とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第70号

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和3年11月25日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

(別 紙)

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等における電磁的記録の取扱いに関する基準を新設するほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鈴鹿市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章～第5章 略	第1章～第5章 略
<u>第6章 雑則（第49条）</u>	
略	略
（保育所等との連携）	（保育所等との連携）
第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条，第7条第1項，第14条第1項及び第2項，第15条第1項，第2項及び第5項，第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は，利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ，及び，家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）	第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条，第7条第1項，第14条第1項及び第2項，第15条第1項，第2項及び第5項，第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は，利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ，及び，家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）

第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～4 略

5 前項(同項第2号に該当する場合に

第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～4 略

5 前項(同項第2号に該当する場合に

限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

第5章 略

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録，作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

第5章 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について

鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を改めるについて、
地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鈴鹿市国民健康保険条例（平成 2 9 年鈴鹿市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（出産育児一時金） 第 4 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40 万 8 千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する医学的管理の下における出産であると認めるときは、これに<u>1 万 2 千円</u>を加算するものとする。 2 略	（出産育児一時金） 第 4 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40 万 4 千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する医学的管理の下における出産であると認めるときは、これに<u>1 万 6 千円</u>を加算するものとする。 2 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る鈴鹿市国民健康保険条例第 4 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

財産の処分について
次のとおり土地を処分する。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 土地の所在地 | 鈴鹿市十宮四丁目 8 8 番 1 外 1 筆 |
| 2 | 土地の面積 | 1 8, 9 0 9 . 2 3 m ² |
| 3 | 処分価格 | 6 6 7, 8 0 0, 0 0 0 円 |
| 4 | 処分の相手方 | 松阪市宮町 2 3 8 番地 2
株式会社ユタカ開発
代表取締役 藤田 光昭 |

提案理由

財産を処分するについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この議案を提出する。

市道の認定について
次の路線を市道に認定する。

令和 3 年 11 月 25 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

市道認定路線調書
(別 紙)

提案理由

市道路線として認定するについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、この議案を提出する。

市道認定路線調書

路線番号	路線名	起点	主要な経過地	延長 (m)
		終点		幅員 (m)
011570	平野三日市線	平野町字石丸	大池一丁目	3,280.0
		三日市町字泥		16.0～27.0
063855	南旭が丘一丁目 855 号線	南旭が丘一丁目	南旭が丘一丁目	34.0
		南旭が丘一丁目		5.4～10.3
063856	南旭が丘一丁目 856 号線	南旭が丘一丁目	南旭が丘一丁目	30.5
		南旭が丘一丁目		6.0～13.1
083430	三日市 430 号線	三日市町字泥	三日市町	343.3
		三日市町字扇田		4.5～ 7.9
121865	矢橋一丁目柳線	矢橋一丁目	肥田町	1,760.9
		柳町字森		3.5～17.5
123853	北玉垣 853 号線	北玉垣町字根洞	北玉垣町	38.0
		北玉垣町字根洞		6.0～13.2
123854	北玉垣 854 号線	北玉垣町字根洞	北玉垣町	42.0
		北玉垣町字根洞		6.0～13.5
123855	北玉垣 855 号線	北玉垣町字北ノ添	北玉垣町	135.0
		北玉垣町字北ノ添		6.0～13.0
123856	北玉垣 856 号線	北玉垣町字北ノ添	北玉垣町	28.0
		北玉垣町字北ノ添		6.0～13.0
123857	末広北三丁目 857 号線	末広北三丁目	末広北三丁目	75.0
		末広北三丁目		6.0～13.1
123858	末広北三丁目 858 号線	末広北三丁目	末広北三丁目	38.0
		末広北三丁目		6.0
123859	末広北三丁目 859 号線	末広北三丁目	末広北三丁目	47.0
		末広北三丁目		6.0～13.1
123860	矢橋二丁目 860 号線	矢橋二丁目	矢橋二丁目	26.0
		矢橋二丁目		5.0～11.0

123861	東玉垣 861 号線	東玉垣町字井龍田	東玉垣町	93.8
		東玉垣町字井龍田		6.0～13.2
123862	東玉垣 862 号線	東玉垣町字井龍田	東玉垣町	28.0
		東玉垣町字井龍田		6.0～13.9
123863	東玉垣 863 号線	東玉垣町字井龍田	東玉垣町	105.0
		東玉垣町字井龍田		6.0～13.2
123864	東玉垣 864 号線	東玉垣町字井龍田	東玉垣町	26.0
		東玉垣町字井龍田		6.0～13.1

市道の廃止について
次の路線を廃止する。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

市道廃止路線調書
(別 紙)

提案理由

市道路線を廃止するについて、道路法第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、この議案を提出する。

市道廃止路線調書

路線番号	路線名	起点	主要な経過地	延長 (m)
		終点		幅員 (m)
011002	平野末広線	平野町字石丸	平野町	1,351.5
		大池三丁目		12.9～20.6
043263	阿古曾町263号線	阿古曾町	阿古曾町	456.3
		算所町字新開		16.1～23.5
043303	算所303号線	算所町字新開	三日市町	1,288.0
		西條町字猿楽田		3.0～ 7.9
043354	大池二丁目354号線	大池二丁目	大池二丁目	500.0
		大池一丁目		16.0～35.0
141100	鈴鹿中央線	神戸三丁目	柳町	1,364.3
		柳町字森		6.5～25.2
193096	下大久保96号線	下大久保町字山崎	下大久保町	128.1
		下大久保町字山崎		1.8～ 1.9
193097	下大久保97号線	下大久保町字山崎	下大久保町	262.0
		下大久保町字山崎		1.9～ 4.6